

平成 28 年 11 月 25 日

新ごみ処理施設事業における枠組みの変更について

有田周辺広域圏事務組合では、平成 24 年度より有田市、湯浅町、広川町及び有田川町の 1 市 3 町で新ごみ処理施設事業に取り組んでまいりました。

しかし、この度、広川町より事業費の高騰が見込まれることなどを理由に、本事業から脱退したい旨が表明されましたのでお知らせいたします。

広域事業からの脱退については、当組合理約の変更が生じます。事務手続きとしては、構成市町との協議、各市町議会での議決、和歌山県知事の許可が必要となります。

これらには所要の時間がかかりますので、広川町の脱退の時期は、平成 29 年 3 月末になる見込みです。

なお、今後も、有田市、湯浅町及び有田川町の 1 市 2 町で引き続き新ごみ処理施設事業に取り組んでまいります。